

被扶養者の認定に国内居住要件が追加されました

短期給付係
(082) 513-4957

令和2年4月1日から被扶養者の認定に国内居住要件が追加となり、認定申告時に住民票の写しが必要となりました。また、令和2年4月1日以前に被扶養者として認定された方でも、令和2年4月1日以降に国内居住要件を満たしていない場合は、認定が取消となります。

詳しくは令和2年3月19日付けで所属所に通知していますので、事務担当者に確認してください。

国内に住民票があっても被扶養者として認められない例

- ・日本国籍を有しない者で、「医療滞在ビザ」や「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者
- ・海外で就労している場合など、明らかに日本での居住実態がない者

国内に住民票がなくても例外として被扶養者として認められる例

- ・海外において留学をする学生
- ・海外に赴任する組合員に同行する者

現在認定中の被扶養者については、改めて住所の確認を実施しますが、すでに取消に該当する場合は、早急に取消の被扶養者申告書を提出してください



タンキちゃん

資格を喪失した後は、組合員証等を使用できません！

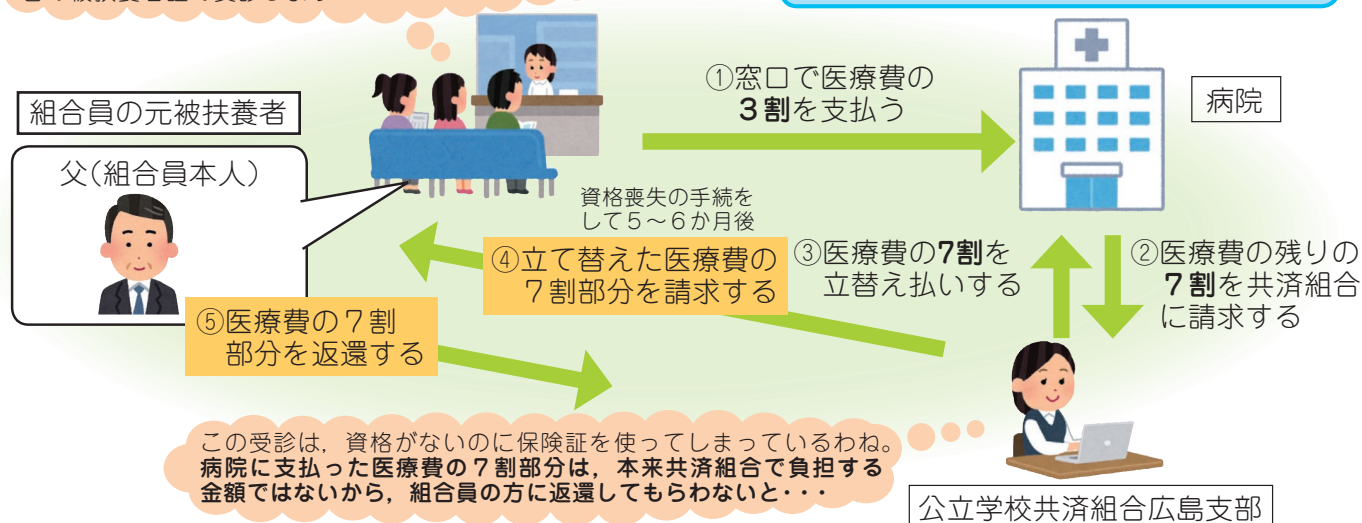
短期給付係
(082) 513-4957

組合員資格、組合員の被扶養者資格を喪失した後、共済組合の組合員証・被扶養者証等は使用できません。**資格喪失の手続きと併せて、組合員証等は速やかに共済組合に返却してください。**

資格喪失後に組合員証等を使用して医療機関を受診した場合、共済組合がいったん負担した医療費等を組合員の方から返還していただくことになりますので、御注意ください。

就職して父の被扶養者ではなくなったけれど、就職前から保険証がまだもらえないから、持っている共済組合の被扶養者証で受診しよう...

資格がないのに共済組合の保険証を使用して受診した場合



共済組合が立て替えた医療費の7割部分は、当支部に返還後、資格喪失日以降に加入した医療保険者に請求することができますが、資格喪失日が過去に遡るほど、共済組合から請求する金額が高額になってしまいます。中には、当支部に数百万円の医療費を返還していただいたケースも生じています。被扶養者の収入状況等、要件を備えているかどうかを毎月確認していただき、**被扶養者資格が過去に遡って取消をされないことがないようにしてください。**